

静岡県告示第604号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づく二級河川酒匂川・鮎沢川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川酒匂川・鮎沢川水系河川整備基本方針は、平成29年8月4日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

静岡県知事 川 勝 平 太